印紙

業務委託契約書(案)

発注者戸田市と受注者 委託契約を締結する。 とは、この契約書に基づき下記のとおり業務

記

- 1 業務委託の名称
- 2 業務委託の場所 戸田市地内
- 3 期間令和年月日から令和年月日まで
- 4 業務委託料 金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、業務委託料に110分の10 を乗じて得た額である。

5 業務委託料の支払方法

発注者は、業務委託料を次の方法により受注者に支払う。

- (1) 中間払(部分払) 回以内
- (2) 業務完了後
- 6 そ の 他
 - (1) 契約保証金 業務委託料の10分の1以上 / 免除
 - (2) 前金払の額 金 円
 - (3) 継続費の設定された業務委託の場合には、戸田市建築工事監理業務委託契約約 款第32条から第34条中「債務負担行為」とあるのは「継続費」と読み替えて、同条の規定を準用する。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保持する。

今和 年 月 日

埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

発注者 戸田市

戸田市長 菅原文仁 印

受注者

戸田市建築工事監理業務委託契約約款

(令和6年4月1日一部改正)

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、工事監理業務 委託仕様書(別冊の仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に 対する質問回答書をいう。以下「工事監理仕様書」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び工事監理仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を 履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を受注者又は第9条に定める受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この約款若しくは工事監理仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しく は発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその 責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、工事監理仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 8 この約款及び工事監理仕様書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号) 及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、さいたま地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除 (以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務計画書の提出)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に工事監理仕様書に基づいて業務計画書を作成し、 発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は工事監理仕様書が変更された場合において、 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務計画書の再提出を請求することが できる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日か ら」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。 (契約の保証)
- 第4条 受注者は、契約書において契約保証金の免除を定めている場合を除き、この契約の締結 と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合 においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければなら ない。
 - (1) 契約保証金の納付

- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確 実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年 法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第48条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(秘密の保持)

- 第6条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 受注者は、発注者の承諾なく、この契約の履行を行う上で得られた設計図書等(業務を行う上で得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(一括再委託等の禁止)

- 第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は工事監理仕様書において指定した部分を第三者 に委任してはならない。
- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委任しようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が工事監理仕様書において指定した軽微な部分を委任しようとするときは、この限りでない。
- 3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任した者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(監督員)

- 第8条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、工事監理仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 発注者の意図する業務を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示
 - (2) この約款及び工事監理仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対

する承諾又は回答

- (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
- (4) 業務の進捗の確認、工事監理仕様書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の監督
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれ の監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任し たときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この約款に定める書面の提出は、工事監理仕様書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(管理技術者)

- 第9条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を 発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、 履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第10条第1項の請求の受理、同条第2項の決定 及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除 き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず 自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなけ ればならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

- 第10条 発注者は、管理技術者又は受注者の使用人若しくは第7条第2項の規定により受注者から業務を委任された者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、そ の結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第11条 受注者は、工事監理仕様書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

- 第12条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、工事監理仕様書に定めるところによる。
- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書 又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、工事監理仕様書に定めるところにより、業務の完了、工事監理仕様書の変更等に よって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(工事監理仕様書と業務内容が一致しない場合の履行責任)

第13条 受注者は、業務の内容が工事監理仕様書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との 協議の内容に適合しない場合において、監督員がその履行を請求したときは、当該請求に従わ なければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の 責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若し くは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければな らない。

(条件変更等)

- 第14条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、 その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - (1) 仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
 - (2) 工事監理仕様書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 工事監理仕様書の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等工事監理仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。
 - (5) 工事監理仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると 認められるときは、発注者は、工事監理仕様書の変更又は訂正を行わなければならない。
- 5 前項の規定により工事監理仕様書の変更又は訂正が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(工事監理仕様書等の変更)

第15条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事監理仕様書 又は業務に関する指示(以下この条及び第17条において「工事監理仕様書等」という。)の変 更内容を受注者に通知して、工事監理仕様書等を変更することができる。この場合において、 発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注 者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

- 第16条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められると きは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に 伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しな ければならない。

(業務に係る受注者の提案)

- 第17条 受注者は、工事監理仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良 事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき工事監理仕 様書等の変更を提案することができる。
- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、 工事監理仕様書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により工事監理仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

第18条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間そ

の他の労働条件が適正に確保されるよう考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

- 第19条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、 履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべ き事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者 に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

- 第20条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

- 第21条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の 日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第19条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

- 第22条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始 の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を 通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者 が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(一般的損害)

第23条 業務の完了の前に、業務を行うにつき生じた損害(次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(工事監理仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第24条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(工事監理仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者 及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(業務委託料の変更に代える工事監理仕様書の変更)

第25条 発注者は、第13条から第17条まで、第19条、第20条、第23条又は第36条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて工事監理仕様書を変更することができる。この場合において、工事監理仕様書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただ

- し、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第26条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、工事監理仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が業務報告書の引渡しを申 し出たときは、直ちに当該業務報告書の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該業務報告書の引渡しを業務委託料の 支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当 該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに履行して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、履行の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(業務委託料の支払い)

- 第27条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託 料を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(前払金)

- 第28条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の 前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。) を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払いを 発注者に請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を 支払わなければならない。
- 4 受注者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 5 受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。
- 6 前項の超過額が相当の額に達し、返還をすることが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第29条 受注者は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払い を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しな ければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、 当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。 この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わり その旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第30条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費(この業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

- 第31条 受注者は、業務の完了前に、出来形部分に相応する業務委託料相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、契約書記載の回数を超えることができない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、 工事監理仕様書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果 を受注者に通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この 場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければな らない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の業務委託料相当額は、 発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第3項の通知をした日から10日以内に 協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 第1項の業務委託料相当額×(9/10)

7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、 第1項及び第6項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対 象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第32条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払いの限度額 (以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

 年度
 円

 年度
 円

 年度
 円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

 年度
 円

 年度
 円

年度 円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

- 第33条 債務負担行為に係る契約の前金払については、第28条中「契約書記載の業務完了の時期」とあるのは「契約書記載の業務完了の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、第28条及び第29条中「業務委託料」とあるのは「当該会計年度の履行高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することができない。
- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が工事監理仕様書に定められているときには、同項の規定による読替え後の第28条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。
- 3 第1項の場合において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの履行高 予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第28条第1項の規定にかかわらず、 受注者は、業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達するまで当該会計年度の前 払金の支払いを請求することができない。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの履行高 予定額に達しないときには、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長 するものとする。この場合においては、第29条第4項の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

- 第34条 債務負担行為に係る契約においては、各会計年度における支払限度額の範囲内で、当該会計年度における履行高部分に応じて部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。
- 2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第31条第 6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払の額 業務委託料相当額×9/10-(前会計年度までの支払金額+当該会計年度の 既部分払額)-[業務委託料相当額-{前会計年度までの履行高予定額+(業務委託料相当 額-履行高予定額)}]×当該会計年度前払金額/当該会計年度の履行高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度 回

年度 回

年度 回

(第三者による代理受領)

- 第35条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理 人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第27条又は第31条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払いに対する受注者の業務中止)

- 第36条 受注者は、発注者が第28条又は第31条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(債務不履行に対する受注者の責任)

第37条 受注者がこの契約に違反した場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、

発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて履行を請求し、又は履行の請求とともに損害の 賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、当該債務の不履行がこの契約及 び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであると きは、この限りではない。

- 2 前項において受注者が負うべき責任は、第26条第2項又は第31条第3項の規定による検査に 合格したことをもって免れるものではない。
- 3 第1項の規定による履行又は損害賠償の請求は、第26条第3項又は第4項の規定により工事 監理業務が完了した日から本件建築物の工事完成後2年以内に行わなければならない。ただし、 その違反が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求をできる期間は、工事 監理業務完了の日から10年とする。
- 4 発注者は、工事監理業務の完了の際に受注者のこの契約に関して違反があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該履行の請求 又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその違反があることを知ってい たときは、この限りでない。
- 5 第1項の規定は、受注者の契約違反が工事監理仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。 (発注者の任意解除権)
- 第38条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第40条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、 その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第39条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその 履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、 その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽 微であるときは、この限りではない。
 - (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
 - (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (3) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (4) 管理技術者を設置しなかったとき。
 - (5) 正当な理由なく、第37条第1項の履行がなされないとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第40条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。
 - (1) 第5条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
 - (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
 - (3) この契約の業務を完成させることができないことが明らかであるとき。
 - (4) 受注者がこの契約の業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶 する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達する ことができないとき。
 - (6) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ 契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期 を経過したとき。

- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (9) 第42条又は第43条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、 受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建築工事監理業務等の契約を 締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号にお いて同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
 - 口 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - へ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当する ことを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第41条 第39条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであると きは、発注者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第42条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第43条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第15条の規定により工事監理仕様書を変更したため契約代金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第16条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第44条 第42条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(合意解除)

第45条 発注者は、必要があると認めるときは、第38条から前条までの規定にかかわらず、受注者と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除の効果)

- 第46条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。
- 2 前項の規定にかかわらず、出来形部分がある場合において、発注者は、出来形部分に係る確認後、出来形部分に相応する業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額に対して支払った額を控除した額を受注者に支払わなければならない。なお、出来形部分に相応する業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

- 第47条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第28条(第33条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、受注者は、第39条、第40条又は次条第3項の規定による解除にあっては、当該前払金の額に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第38条、第42条又は第43条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により出来形部分に係る確認が行われる場合において、第28条(第33条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額を前条第2項の規定により定められた出来形部分に相応する業務委託料相当額から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第39条、第40条又は次条第3項の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第38条、第42条又は第43条の規定による解除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の 故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又 は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第39条、第40条又は次条第3項によるときは発注者が定め、第38条、第42条又は第43条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 5 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注 者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の 賠償を請求することができる。
 - (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) 債務不履行があるとき。
 - (3) 第39条又は第40条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の 10分の1に相当する額(低入札価格調査を経て契約する業務において、保証の額を業務委託料 の10分の2以上としたときは、業務委託料の10分の2に相当する額)を違約金として発注者の 指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第39条又は第40条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合と みなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰する ことができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額(ただし、計算した額が100円未満であるときはその全部を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を全部切り捨てるものとする。)とする。
- 6 第2項の場合(第40条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第48条の2 受注者(共同企業体の場合にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれ かに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務委託料(この契約締結後、業務 委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料)の10分の1に相当する額を違約金とし て発注者の指定する期間内に支払いわなければならない。
 - (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年 法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事 業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引 委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準 用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を 行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の 規定により取り消された場合を含む。)。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

- 第49条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の 賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通 念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りで ない。
 - (1) 第42条又は第43条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第27条第2項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。(保険)
- 第50条 受注者は、工事監理仕様書に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。 (賠償金等の徴収)
- 第51条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額(ただし、計算した額が100円未満であるときはその全部を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を全部切り捨てるものとする。)の利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額(ただし、計算した額が100円未満であるときはその全部を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を全部切り捨てるものとする。)の延滞金を徴収する。

(紛争の解決)

- 第52条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停によりその解決を図る。
- 2 発注者又は受注者は、前項に規定する調停の手続きを経た後でなければ、同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法(平成8年法律第109号)に基づく訴えの提起をすることができない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、管理技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受 注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執

行に関する紛争については、第10条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前2項の調停又は訴えの提起をすることができない。

(個人情報の取扱い)

- 第53条 受注者は、業務の遂行に関する個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等関係法令及びガイドラインを遵守しなければならない。
 - (情報通信の技術を利用する方法)
- 第54条 この約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に 違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の 交付に準ずるものでなければならない。

(契約外の事項)

第55条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

暴力団等排除に関する特約条項

(総則)

- 第1条 発注者(契約の発注者である戸田市をいう。以下同じ。)及び受注者(契約を発注者から受注する相手方をいい、相手方が協同組合又は共同企業体であるときは、その構成員全てを含む。以下同じ。)は、暴力団等排除に関する特約条項(以下「特約」という。)を定める。
- 2 この特約は、この特約が添付される契約(以下「本契約」という。)と一体を成すものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。
- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下 「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団員及び暴力団関係者をいう。
- (5) 役員等 個人事業主、法人の代表者及び法人の役員(役員として登記又は届出をされていないが実質上経営に関与している者を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者をいう。
- (6) 下請負人等 工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の下請負人、工事等に 使用する資材又は原材料等の購入その他の契約の相手方及び業務委託の一部を第三者に委任 し、又は請け負わせる場合(再委託)の受託者をいう。

(受注者が暴力団員又は暴力団関係者であった場合の発注者の解除権)

- 第3条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何ら催告を要せず本契約を 解除することができる。
 - (1) 役員等が暴力団員等であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の 購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第6号に該当する場合を除く。)に、発 注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 受注者が前項各号のいずれかに該当したときは、発注者が本契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額(低入札価格調査を経て契約する場合において、保証の額を契約保証金の10分の2以上としたときは、契約金額の10分の2に相当する額)を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。なお、前項の規定により本契約が解除された場合において、受注者に損害が生じても、発注者は一切賠償の責を負わないものとする。
- 3 前項の違約金は、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は受注者の 代表者であった者又は構成員であった者に請求することができる。この場合において、受注者 の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

- 4 受注者は本契約を下請負させる場合又は委託する場合において、下請負人等(二次以降の下請負人等を含む。以下同じ。)が第1項各号に該当することが判明した場合は、速やかに下請負人等との契約を解除しなければならない。この場合において受注者に損害が生じても、発注者は一切賠償の責を負わないものとする。
- 5 受注者は、本契約の下請負人等が第1項各号に該当することが判明した場合は、契約解除を できる旨を当該下請負等に係る契約に定めるものとする。
- 6 第1項各号の規定により本契約が解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 7 受注者は、第2項の違約金の支払いを理由として、本契約に定める発注者が受注者に対して 請求する暴力団等排除に伴う契約解除に係る損害の賠償を免れることができない。
- 8 第1項各号に該当する疑義が受注者に生じたと発注者が認める場合において、発注者が受注 者に関する情報を警察に対して提供し、又は照会することについて、受注者は同意するものと する。
- 9 その他契約解除に伴う措置等については、本契約の関係規定を準用する。 (不当介入を受けた場合の措置)
- 第4条 受注者は、本契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。
- (1) 本契約に関して、工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求(以下「不当要求」という。)を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。
- (2) 受注者の下請負人等が不当介入を受けたときは、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請負人等を指導すること。または、下請負人等から報告を受けたときは、速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。
- (3) 本契約に関して受注者の下請負人等がある場合、受注者は、下請負契約等の締結に際して、前2号により受注者が遵守を求められていると同様の内容を規定しなければならない。
- 2 受注者が前項の報告、届出等を怠ったときは、発注者は状況に応じて契約解除、指名停止措 置又は違約金の請求等必要な措置を講じることができる。下請負人等が報告を怠った場合も同 様とする。
- 3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

談合等の不正行為に係る契約解除に関する特約条項

(総則)

- 第1条 発注者(契約の発注者である戸田市をいう。以下同じ。)及び受注者(契約を発注者から受注する相手方をいい、相手方が協同組合又は共同企業体であるときは、その構成員全てを含む。以下同じ。)は、談合等の不正行為に係る契約解除に関する特約条項(以下「特約」という。)を定める。
- 2 この特約は、この特約が添付される契約(以下「本契約」という。)と一体を成すものとする。

(談合等の不正行為に係る契約解除)

- 第2条 発注者は、受注者が本契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の 全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 公正取引委員会が、受注者に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2の規定に よる排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替え て準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の 4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行った とき。
 - (2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 受注者が協同組合又は共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 前2項の規定により本契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額(低入札価格調査を経て契約する場合において、保証の額を契約金額の10分の2以上としたときは、契約金額の10分の2に相当する額)を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。
- 4 受注者は、本契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 5 第1項及び第2項の規定により本契約が解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 6 受注者は、第3項の違約金の支払いを理由として、本契約に定める発注者が受注者に対して 請求する談合等の不正行為に係る損害の賠償を免れることができない。 (通知文書の写しの提出)
- 第3条 受注者は、本契約に関して、受注者が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3 項の規定による通知を受けた場合は、速やかに、当該通知文書の写しを発注者に提出しなけれ ばならない。

保有個人情報等の取扱いに関する特約条項

(総則)

- 第1条 発注者(契約の発注者である戸田市をいう。以下同じ。)及び受注者(契約を発注者 から受注する相手方をいい、相手方が協同組合又は共同企業体であるときは、その構成員全 てを含む。以下同じ。)は、保有個人情報等の取扱いに関する特約条項(以下「特約」という。)を定める。
- 2 この特約は、この特約が添付される契約(以下「本契約」という。)と一体を成すものとする。

(基本的事項)

- 第2条 受注者は、本契約に関連し、発注者から提供された又は受注者が収集した個人情報及 び個人に関する情報(以下「本件個人情報等」という。)若しくは特定個人情報については、 善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。
- 2 受注者は、本契約において特定個人情報を取り扱う場合は、特定個人情報の保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)、個人情報保護委員会が定める特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの内容を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、取扱いを適正に行わなければならない。

(責任者等の届出)

- 第3条 受注者は、本契約の履行における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制を書面にて発注者に届け出るものとする。異動があった場合も同様とする。
- 2 受注者は、本契約において特定個人情報を取り扱う場合は、前項の書面に加え、特定個人 情報を取り扱う業務従事者を定め、発注者に届け出るものとする。

(安全管理措置)

- 第4条 受注者は、本契約の履行に当たり、本件個人情報等又は特定個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失、盗用、盗難又は紛失(以下「漏えい等」という。)がないよう、適切な措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、本契約において特定個人情報を取り扱う場合は、前項の措置に加え、次に掲げる事項を遵守すること。
- (1) 受注者は、発注者から本契約を履行するために利用する特定個人情報の引渡しを受けた場合は、発注者に受領書を提出すること。
- (2) 受注者は、特定個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を特定し、あらかじめ発注者に届け出た上で、発注者から承認を得なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- (3) 受注者は、特定個人情報を運搬する場合は、その方法(以下「運搬方法」という。)を特定し、あらかじめ発注者に届け出た上で、承認を得なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。

(再委託)

- 第5条 受注者は、本件個人情報等又は特定個人情報を取り扱う業務を第三者(委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)に再委託する場合、事前に書面にて発注者の承認を得るとともに、特約に定める、発注者が受注者に求めた本件個人情報等又は特定個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が特約の内容を遵守するよう書面で義務づけなければならない。承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。
- 2 受注者は、前項の承認を得ようとする場合には、個人情報等取扱業務の再委託に係る承認 を書面により発注者にしなければならない。発注者は、承認をする場合には、条件を付すこ とができる。
- (個人情報等の利用及び第三者への提供)

- 第6条 発注者は、受注者に対し本件個人情報等又は特定個人情報を提供するときは、本契約 の履行に必要な最小限の情報としなければならない。
- 2 受注者は、本件個人情報等又は特定個人情報を発注者が示した利用目的(特に明示がない場合は本契約の目的)以外の目的で利用してはならない。また、受注者は、本件個人情報等又は特定個人情報を第三者へ提供し、又は漏えいしてはならない。本契約が終了した後も同様とする。
- 3 受注者は、本契約の履行に必要な場合を除き、受注者の事業所又は作業場所から本件個人 情報等又は特定個人情報を持ち出してはならない。なお、特定個人情報を持ち出す場合は、 あらかじめ発注者の承認を得なければならない。
- 4 受注者は、本件個人情報等又は特定個人情報を入力・閲覧・出力できる電子機器端末等を限定するものとする。
- 5 漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報 の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を 講ずるものとする。

(個人情報等の複写等)

第7条 受注者は、本件個人情報等又は特定個人情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、受注者があらかじめ、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(個人情報等の管理状況についての検査)

- 第8条 受注者は、役員及び業務従事者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況、本件個人 情報等又は特定個人情報の管理につき、定期的に検査を行う。
- 2 発注者は、特に必要と認めた場合には、受注者に対し、本件個人情報等又は特定個人情報 の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又はその職員に受注者の事業所等の関係場所 に立入調査をさせることができるものとする。
- 3 前2項の規定は、再委託先並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。

(事故等の発生時における報告等)

第9条 本件個人情報等又は特定個人情報に関する事故等が発生した場合には、受注者は、速 やかに、その内容を発注者に報告しなければならない。

(違反した場合における契約解除の措置等)

- 第10条 発注者は、受注者が正当な理由なく特約の全部又は一部を履行しない場合、事前の 催告なく、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 発注者は、受注者が正当な理由なく特約の全部又は一部を履行しない場合、本契約を解除するか否かに関わらず、受注者に対し損害賠償請求できるものとする。

(委託終了時における本件個人情報等の消去等)

第11条 受注者は、本契約の履行が終了した場合又は発注者が請求する場合、本件個人情報 等を消去し、廃棄し、又は発注者に返却しなければならない。また、発注者が求める場合は、 それらを実施したことを証明する書面及び資料を提出するものとする。

(委託終了時における特定個人情報の消去等)

- 第12条 受注者は、本契約の履行が終了した場合又は発注者が請求する場合、特定個人情報 を消去し、廃棄し、又は発注者に返却しなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により電子機器端末又は記録媒体等に記録された特定個人情報を消去する場合は、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該特定個人情報が判読又は復元できないように確実に消去しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定により特定個人情報を廃棄する場合は、記録媒体を物理的に破壊 する等当該特定個人情報が判読又は復元できないように確実な方法で廃棄しなければならな い。
- 4 受注者は、第1項の規定により特定個人情報を消去し、又は廃棄した場合は、完全に消去し、又は廃棄した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法、責任者、立会者、消去又は廃棄の年月日が記載された書面)を発注者に提出しなければならない。

5 受注者は、第2項及び第3項の規定による消去又は廃棄に際し、発注者から立会いを求められた場合はこれに応じなければならない。

(教育の実施)

第13条 受注者は、本契約において特定個人情報を取り扱う場合は、その保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本契約の適切な履行に必要な教育及び研修を、特定個人情報の取扱い業務に従事する者全員に対して実施しなければならない。

(業務従事者への周知)

- 第14条 受注者は、個人情報の保護の重要性並びに特約に規定する本件個人情報等又は特定 個人情報の取扱い及び安全管理措置について、業務従事者に対し、周知しなければならない。 (法令等の優先)
- 第15条 特約と異なる取扱いが法令により認められている場合又は特約と異なる取扱いをする旨別途明示的に合意した場合は、法令又は当該合意が特約に優先して適用されるものとする。